上市都市計画区域マスタープラン

(上市都市計画 整備、開発及び保全の方針)

平成25年3月

富 山 県

上市都市計画 整備、開発及び保全の方針

目 次

第1	章	富山県	見の都で	動信す	$\bar{g}\sigma$	广	金	† (広	塼	的	J·‡	共道	通色	的	事]	頁)										
第1 2	1) 2) 3) 都 1)	国山県の都 現状と調 都市計画 目標年次 路市計画の 都市計画の	ボー ボラ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の目標 ・・・ 理念・ ・・ の方金 しの基	· · · · · 本	· · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · ·			• •		•								•		•		(1 1 6 8 9
3		∑域調整 <i>0</i>																					•	•	•	•	1 (Э
		広域調整																						•	•	•	1 (Э
	2)	広域調整	≦の実施	方針・	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 (Э
第2	2章	上市都	計画	可区域	戉																							
1		『市計画の 都市づく																									1 ·	•
		地域毎の																									1 -	1
		目標年次																									1 2	
2	\geq	Σ域区分σ)決定の	有無及	とび	区	域[区分	うを	定	'හ	る	祭の	ひだ	5金 ⁻	+ •	•		•	•	•		•		•		1:	3
	1)	区域区分	か決定	の有無	<u></u>				•	•	•	•		•				•			•				•		1:	3
3	È	三要な都市	前計画の	決定σ	方	針	•		•	•					•		•	•	•	•	•		•		•		1 4	4
	1)	土地利用	に関す	る主要	る	都	市記	計画	Īσ	決	定	<i></i> න	宁 金	;	•		•		•	•	•						1 4	4
	2)	都市施設	どの整備	に関す	る	È.	要	な者	18市	計	画	のシ	央冗	Ēσ.	广	釛	- .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 (6
		2-1)	交通施	設の者	市	計	画	のぶ	块定	<u>つ</u>	方	針	•		•	•	•	•			•	•		•	•		1 (6
		2-2)	下水道	及び河	JII	の	都i	市言	+画	ĪΦ	決	定(カア		+ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 -	7
		2-3)	その他	の都市	5施	設	のi	都下	듐計	画	ĺО	決	它	ひだ	立金	+ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 -	7
	3)	市街地開	発事業	に関す	る	Ì.	要	な者	18市	計	画	のシ	央冗	Ēσ	广	針	· •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18	3
	1)	白然的環	治の敕	借マに	中保	仝	I F	埋っ	ナス	、去に	市	≣+ī	面石	フド	'n÷	· Λ	古	余十									1 (a

第1章 富山県の都市計画の方針(広域的・共通的事項)

1 富山県の都市計画の目標

1) 現状と課題

① 地勢

富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積 約 4,247 km²で、国土の総面積の約 1%を占めている。

蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。

② 人口と都市構造

本県の人口は平成 10 年をピークに減少しており、平成 22 年 10 月には 109万 3,247人(国勢調査)となっている。平成 19 年の国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、20 年後には約 93 万人になることが見込まれている。

本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65歳以上の人口割合は26.2%(H22国勢調査、全国23.0%)となっている。国の人口推計によれば、本県の高齢者の数は平成32年頃にピークを迎え、およそ15年後には3人に1人を超えると見込まれている。

本県の合計特殊出生率は、平成 18 年、19 年には過去最低の 1.34 となり、その後若干上昇しているものの、平成 23 年では 1.37 と依然として低迷している。

持ち家比率が78.3% (H22 国勢調査、全国61.9%)で全国1位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転が進んだことに伴い、都市の郊外や、土地利用規制の緩い旧富山市、旧高岡市の周辺で人口や世帯数が増加しており、一方で、計画的に人口や都市機能の集積を図るべき市街地内では人口が減少し、空き家・空き地の増加が進行している。その結果、本県の人口集中地区の人口密度は38.6人/ha(H22 国勢調査、全国67.6人/ha)で全国46位となるなど、広く薄い市街地が形成されており、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。

更に、開発から長期間経過した郊外住宅団地では、居住者の高齢化が進み、住民の転出による空き家等の発生(オールドタウン化)が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。

今後、本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となっている。

③ 産業

a 商業

商業については、本県の年間商品販売額は近年横ばいとなっているが、事業所

数と従業者数は減少傾向にある。また、大型店の影響等により、1事業所あたりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少しているが、一方で、幹線道路のロードサイドでは増加傾向にある。

大型店は幹線道路沿道等で多く立地しており、これにより、県民の買物による 移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が 課題となっている。

中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。

b 工業

工業については、本県の従業員数、製造品出荷額は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。また、県内の工業団地全体の分譲率は約9割と高く、特定の地域に偏ることなく企業立地が進んでいるが、一方で、近年では大規模工場の撤退に伴う工場跡地の処理が課題となっている。

今後、北陸新幹線の開業や日本海側拠点港として選定された伏木富山港の発展等を見据え、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺などへの企業立地促進等が求められている。

c 農林水産業

農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整の強化や米価の低迷などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。農業就業人口の65歳以上割合が70%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。

生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等、特に、富山高岡広域都市計画区域(線引き)の縁辺部において、拡散的な転用が行われている。今後、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努めることが求められている。

林業については、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。

水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は 消費者の魚離れが進み、生産額の減少、燃油・資材等の高騰などにより、漁業経 営は厳しい状況にある。

4 交通

a 地域交通

本県の1世帯あたり自家用車保有台数は1.71台(H22、全国1.08台)と全国2位の高い水準となっている。また、県民が移動の際に用いる代表交通手段は、自動車が72.2%(H11~14富山高岡広域都市圏第3回パーソントリップ調査)と、全国と比べても自動車利用の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっている。公共交通の利用者数は、この20年あまりで4割以上も減少し、公共交通機関の利用低迷が、更に公共交通のサービス水準の低下を招くなどの悪循環が生じている。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者等に買い物弱者・通院弱者をはじめとする 移動制約者が増えてきているなど、生活交通に関する新たな課題が生じている。 このような状況のなか、LRT ネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節 点の機能充実など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取組み が行われている。

また、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、「富山県並行在来線対策協議会」において、パークアンドライドの推進や新駅の設置も含めた利用促進策が協議されており、駅周辺のまちづくりにあたっては、こうした並行在来線の利用促進の観点を踏まえた検討が求められている。

b 広域交通、物流基盤

北陸新幹線は平成 26 年度末までに金沢、平成 37 年度末までに敦賀まで開業することとなっており、利便性の向上による経済活動や観光交流の活性化が期待される。富山駅、新高岡駅(仮称)及び新黒部駅(仮称)は本県の玄関口になるとともに、本県が誇る立山、黒部、五箇山などの主要な観光地、更には能登地方や飛騨地方へのゲートウェイになることが期待されており、富山ならではの魅力があふれる駅周辺整備やアクセスの向上が求められている。

また、新幹線からの乗継ぎの円滑化など利用者の利便性向上を図るため、新幹線駅から中心市街地や周辺市町村への移動手段として、並行在来線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。

高速道路網は、平成20年7月に東海北陸自動車道が全線開通(県内区間については暫定2車線)したほか、能越自動車道の整備も進んでおり、観光や企業立地の面での効果が発現している。また、北陸自動車道の入善スマートインターチェンジや流杉スマートインターチェンジが整備され、更に(仮称)高岡砺波スマートインターチェンジや東海北陸自動車道の(仮称)南砺スマートインターチェンジが事業化されるなど、高速道路の利便性向上が図られてきている。

富山空港は北京便や台北便が新たに就航するなど着実に発展しているが、北陸 新幹線の開業に伴い東京便との競合が懸念されるところである。羽田空港等を利 用した全国各地との乗継制度の拡充や、羽田空港国際化による海外との乗継ぎに おける利便性の向上により、東京便の路線価値向上が期待されており、今後とも 国内外との「空の玄関ロ」として発展していくことが求められている。

伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められている。平成 23 年 11 月に日本海側拠点港の「機能別拠点港」、更には「総合的拠点港」として選定され、伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促進などの様々な取組みにより発展していくことが求められている。

今後も、三大都市圏から等距離にある地理的優位性を活かし、環日本海・アジア地域の交流・物流拠点として発展していくことが期待されており、道路、鉄道、空港、港湾などの広域的な交通網の整備を推進していくことが求められている。

⑤ 安全・安心な暮らし

本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。 近年では、平成 20 年に集中豪雨や高波などによる被害が発生しており、水害・土 砂災害等から県民の生命・財産を守る河川・砂防・海岸等の施設整備を進めるとと もに、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備や、洪水、土砂災害、 津波に関するハザードマップの作成などのソフト対策に取り組んでいる。

更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備や、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでいる。また、平成 23 年3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。

⑥ 自然環境と歴史・文化・景観

本県は、立山連峰等の 3,000m級の山岳地帯から水深 1,000mを超える富山湾までダイナミックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵まれている。また、まちなかの優れた水辺空間、散居村等の美しい田園景観のほか、歴史・文化に育まれた個性的なまち並み、魅力的な伝統行事が数多く残されている。

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取組みが県内各地で取り組まれているほか、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取組みも進められており、引き続き、自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められている。

⑦ 環境・エネルギー

地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、平成2年度と比較すると、平成21年度は11.4%の減少となっているが、民生部

門(家庭・業務)からの排出量は増加している。

また、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、国全体で自然エネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー構造への転換などの議論がなされている。

このような地球温暖化やエネルギー問題に対応するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など個別具体的な対策を推進するとともに、都市をコンパクトに集約化する等、都市全体の二酸化炭素排出量を削減する低炭素都市づくりへの取組みが求められている。

⑧ 市町村合併、地方分権、広域調整

本県の市町村数は、平成 16 年から 18 年にかけての数次にわたる合併で、従前の 35 市町村(9市 18町8村)から 15 市町村(10市4町1村)となり、全国で最少となっている。

地方分権については、いわゆる第 1 次一括法(平成 23 年 5 月 2 日公布) や第 2 次一括法(平成 23 年 8 月 30 日公布) により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲などが行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。

一方、市町村が決定主体である都市計画であっても、モータリゼーションの進展等に伴い、県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化により新たな課題が発生することが懸念されている。

このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議又は同意を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進めていく必要がある。

更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあり方を検討する必要がある。

2) 都市計画の基本理念

本県の現状と課題を踏まえ、県民及び市町村との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念(目標)を次のように掲げる。

~みんなで創ろう!人が輝く 高志の国~

- 快適で活力ある都市づくり
- 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

〇 快適で活力ある都市づくり

今後の人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の 都市構造から集約型の都市構造へと転換を図るため、それぞれの都市の特性に応じ て、都市機能の適正な集積・配置、無秩序な市街化の抑制、公共交通の活性化など に取り組み、本県のコンパクトなまとまりや鉄軌道をはじめとする基幹的な公共交 通網を活かした、低炭素型の快適で活力ある都市づくりを進める。

〈都市づくりの基本的方向〉

- ・区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度の活用による、都市機能の適正かつ計画的な集約配置の推進と、無秩序な市街化の抑制
- ・市街地再開発事業等による、まちなか居住の推進や、商業、業務、文化、福祉施設などの中心市街地への立地促進
- ・土地区画整理事業等による、空き家・空き地対策の推進
- ・中心市街地の活性化と、歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくりの推進
- ・インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発 や、公共交通沿線における都市機能の集積、優良農地の保全など、それぞれの地 域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導
- ・鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進
- ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・まちづくりと一体となった新駅設置の検討
- ・都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうる おいのある市街地形成の推進
- ・集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる低炭素都市づくり の推進

○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい 景観、歴史・文化資産などを保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源 を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・豊かな自然環境の保全や都市公園の充実など、都市と緑が調和したうるおいある 都市づくりの推進
- ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいま ちづくりの推進
- ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かし た個性豊かなまちづくりの推進

○ 安全で安心して暮らせる都市づくり

大規模地震や集中豪雨など近年多発する自然災害等から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画と連携しながら、災害に強いまちづくりを進めるとともに、防災に関する情報の共有や活用を図るなどハード・ソフト両面の一体的な取組みにより、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・河川・砂防・海岸等の施設整備の推進
- ・災害危険箇所における市街化抑制など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進
- ・道路・公園等の都市基盤の整備や、雨水の貯留浸透施設の整備、建築物の耐震不 燃化、密集市街地の改善など、災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進
- ・ライフサイクルコストの縮減を目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・ 効率的な維持管理の推進

○ 広域的な交流・連携を支える都市づくり

人やモノの交流を更に促進するため、北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格 道路、空港、港湾などの広域的な交通・物流ネットワークの整備充実を図るととも に、その効果を最大限に発現させるため、交通結節点の整備充実や県内道路網の体 系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路など、広域交通網の整備充実と有効活用
- ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・追加インターチェンジの設置など、高規格幹線道路の利便性の向上
- ・市町村間の連絡を強化する幹線道路、新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路など、県内道路網の体系的な整備の推進

3)目標年次

本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標 年次を平成 43 年とする。

2 都市計画の見直しの方針

1)都市計画の見直しの基本的な考え方

都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。

特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。

3 広域調整の方針

1) 広域調整の基本的な考え方

市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議又は同意に当たり、 広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意 見聴取を行う等の広域調整を実施する。

2) 広域調整の実施方針

① 対象とする都市計画

- ・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更
- ・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市 計画

② 対象とする市町村

・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と 認められる市町村

③ 広域調整の視点

- ・県が策定するまちづくりに関する計画との整合性
- ・関係市町村のまちづくりへの影響
- ・当該市町村が策定するまちづくりに関する計画における位置づけ
- ・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響

第2章 上市都市計画区域

1 都市計画の目標

1)都市づくりの基本理念

① 現況と課題

本区域は、県南東部に位置し、剱岳への玄関口として知られている。古くから「市」が開かれ、商業のまちとして、また、地場産業の織物や薬品工業、売薬業が盛んなまちとして、近年では電子産業のまちとして発展してきた。

人口については、近年減少傾向にあり、若年層の定住促進を図るとともに、バリアフリーの推進など少子高齢化社会に対応したまちづくりが課題となっている。また、近年中心市街地の空洞化が進展しており、その活性化も課題となっている。

交通基盤については、県道富山上市線、県道富山立山魚津線など市街地の道路に 通過交通の流入がみられることから、環状道路の配置など適切な道路網の構築が課 題となっている。

② 都市計画の基本理念

本区域の恵まれた自然環境を活かして、活力と魅力ある都市づくりを進めていく ため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。

- ~「確かな地域力」で創る 存在感あふれる上市~
 - 自然と共生する都市づくり
 - 力強い産業を支える都市づくり
 - 生活基盤の充実した都市づくり
- 自然と共生する都市づくり 豊かな自然環境・美しい景観を活用し、うるおいのある都市づくりを目指す。
- 力強い産業を支える都市づくり 交通網等の基盤整備や積極的な企業誘致等により、地域産業が発展した活発な 都市づくりを目指す。
- 生活基盤の充実した都市づくり 良好な居住環境や都市景観の形成等により、今後も安心して暮らせる都市づく りを目指す。

2) 地域毎の市街地像

本区域は、地域コミュニティの広がり(小学校区程度のまとまり)から、4地区に区分される。それぞれの市街地像は以下のとおりである。

① 上市・音杉・弓庄地区

富山地方鉄道上市駅を中心とした市街地は、県道富山立山魚津線、県道富山上市線、県道滑川上市線などが交わる交通の結節点となっており、その利便性を活かした都市拠点の形成を図る地区である。

既成市街地においては、道路や公園緑地など都市基盤の充実に努めるとともに、 良好な居住環境の整備を図るなど、本区域の独自性を前面に出したまちづくりを展 開する。

② 相ノ木・宮川地区

本地区は、区域の北西部に位置し、一般国道8号との結びつきが強い地区である。 今後とも、中心市街地との連絡道路の機能強化の中で、沿道整備を図ることが重要 である。また、一般国道8号周辺部においては、優良な農地の保全を図りながら、 その立地条件を活かした工業地の形成に努めるなど、活力ある地域づくりを展開す る。

③ 南加積・山加積地区

本地区は、田園集落からなる地区である。今後とも、優良農地の保全を図りながら集落環境の維持に努めるとともに、市街地との連絡強化を図るものとする。また、 穴の谷霊場を核とし、富山県薬用植物指導センター等の活用を含めて健康のふるさ とづくりに努める。

④ 白萩・柿沢・大岩地区

本地区は、東部山麓地域に位置し、緑豊かな自然環境との調和を図りつつ、丸山総合公園や上市川第二ダム周辺の活用など、観光レクリエーションを中心とした地域づくりを推進する。

3)目標年次

本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。

都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1)区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域の人口は平成 17 年現在 22,940 人であり、近年減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。ただし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。

このため、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。

また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。

このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

良好な宅地開発の誘導、新たな雇用機会の創出のための工業用地の確保、都市の 賑わいと活気をもたらす商業地域の形成を図るなど、住、工、商の調和のとれた土 地利用を推進する。

a 商業地

本区域は、旧来より「市」のまちとして商業の発達した都市であったが、近年 は幹線道路沿道における店舗の進出や、富山市への買物客の流出などにより、中 心商店街の空洞化が進行している。

このようなことから、中心商店街の核をなす新町、西中町、上中町や上市駅前などの商業地において、ポケットパークの整備など、まちづくりと一体となった事業などにより、賑わいの創出を図る。

また、北アルプス通り及び都市計画道路横越大永田線などの幹線道路沿いには、 沿道型商業施設の適正な誘導を図る。

b 工業地

本区域では、従来より繊維・医薬品産業が発達し、中心市街地の周辺部に工場が立地しており、一方、既成市街地内には零細工場が点在している。

このようなことから、工業地を工業基盤が充実している市街地南西部などに配置することとし、工場等の積極的な立地を進める。

なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。

c 住宅地

商業地周辺の既存住宅地、市街地北部の天神町、荒田、西町、若杉地区や東部の東町、北島地区、南部の稗田地区においては、公園や下水道などの居住環境の整備を促進し、うるおいのある生活環境づくりに努める。

また、新たな住宅地を、土地区画整理事業により整備された上経田地区などに配置し、ゆとりある居住空間の形成に努める。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

上市駅周辺については、商業の振興と一体となった都市基盤の整備を進めるなど、商業の集積や業務拠点の充実を図るとともに、市街化の動向を見据えながら、 土地の高度利用を図っていく。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既成市街地においては、住工混在型の土地利用となっていることから、住工混在による弊害の解消に努め、居住環境の改善を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区計画等の導入により、北アルプスの眺望景観など、自然と調和した、魅力と個性あふれる居住環境の形成を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

剱岳に代表される、北アルプスの雄大な眺望景観は、本区域の重要な要素であることから、「守る」、「育てる」、「生かす」を基本とし、緑の質的な整備・ 充実に努めるとともに、郷土の持つ独特の景観を保全する。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

集落周辺の田園地帯は、背後の緑や北アルプスの景観と一体となった特徴ある 農村景観を形成していることから、その景観の維持・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域の山間地には土石流危険渓流が多くあり、集落周辺にも急傾斜地崩壊危 険箇所や地すべり危険箇所が存在している。これら土砂災害危険箇所においては 災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努 める。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

東部丘陵地や上市川、白岩川沿いの緑地は、地区の原風景を形成するものであり、都市生活へのうるおいを提供する重要な要素となっていることから、生態系にも配慮してこれらの永続的な保全を図っていく。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域内への立地誘導を基本とし、無秩序な開発を抑制し、土地利用の整序を図る。また、白地地域においては、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2-1)交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域の北西部を、主要幹線道路である一般国道8号が通っているほか、県道 富山立山魚津線、県道富山上市線及び県道滑川上市線が中心市街地から放射状に 延びており、都市間を連携している。しかし、市街地内の通過交通が多いことか ら、これらの交通を円滑に処理する環状道路網の形成を図る。

更に、市街地内においては、都市の骨格となる道路の整備を図る。

また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や町営バスなどがあり、区域内に は富山地方鉄道本線の上市駅など3駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に 努める。

② 主要な施設の配置の方針

道路網については、一般国道8号や県道富山立山魚津線、県道富山上市線、県道滑川上市線などを配置し、都市間連携の強化を図る。また、本区域の市街地を取り巻く環状道路として、都市計画道路横越大永田線等を配置し、市街地へ流入する通過交通の円滑な処理を図る。

市街地内においては、幹線道路を相互に連絡する道路として、都市計画道路正 印新北島北線、都市計画道路正印新北島南線、都市計画道路神明町湯上野線、都 市計画道路横越荒田線、都市計画道路正印西部線などを配置し、都市の骨格とな る道路網の形成を図る。

また、公共交通については、上市駅等におけるパークアンドライドの推進、駐車場・自転車駐車場の整備など、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、町営バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。

③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種別	名称
道路	3・5・6 横越荒田線
	3·5·9 正印西部線

2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 下水道

快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。

汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。

雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。

b 河川

浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺や観光地の 整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。

市街地の浸水対策については、横法音寺地区、荒田地区などの雨水幹線の整備により、円滑な雨水の排除を図る。

b 河川

各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、上市川、白岩川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種別	名 称
公共下水道	中新川公共下水道

2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

上市駅を中心とした既存市街地及びその周辺に関しては、防災性の確保や都市基盤整備を進めるため、面的整備事業の導入を検討し、安全で快適な市街地形成を図る。

また、郊外への無秩序な宅地化を抑制し、基盤の整備と併せた計画的な住宅地の供給を検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、北アルプスから連なる東部丘陵地、上市川や白岩川などの河川、北西部に広がる田園環境などの自然的環境に恵まれており、その保全に努める。

上市川、白岩川については、川辺環境軸として位置づけ、清流の維持を図る。更に、東部丘陵地一帯を山辺環境軸として位置づけ、美しい川の流れと北アルプスの風景が一体となった景観の保全に努める。

また、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の充実に努める。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置の方針

東部丘陵地の山林、上市川、白岩川などの河川については、区域の重要な自然環境として位置づけ、上市川沿いの段丘斜面緑地など自然景観の保全を図る。

b レクリエーション系統の配置の方針

市街地内については、地域住民の憩いの場として、住区基幹公園(街区、近隣) を配置する。また、丸山総合公園については、地域住民の遊び、運動、コミュニ ティ形成の場として位置づけ、活用に努める。

c 防災系統の配置の方針

市街地内には公園等の緑地が不足しているため、災害時には避難地としても活用できる公園を配置する。また、工業系の地域には、緩衝緑地として周囲の緑化を推進する。

d 景観構成系統の配置の方針

区域のシンボル的存在である剱岳の山麓の緑を保全することにより、市街地から見える美しい北アルプスの景観を保全する。また、上市川や白岩川などの河川については、清流の維持を図るとともに、美しい川の流れと北アルプスの風景が一体となった景観を生み出すよう整備を図る。

